

佐川克弘

H14.10.29 開催された第 19 回淀川部会で、提言素案を拝見いたしました。素案に対する私の意見を以下にご連絡いたしますので、ご検討下さるようお願いいたします。

(1) P1-2 歴史・文化的特性

原文 古くから瀬田の洗堰など下流との係争が繰り広げられてきた。

訂正案 古くから瀬田の洗堰による浸水被害など下流との・・・

理由：原文では分かりにくいので。

(2) P2-2 2-2 利水の現状と課題

原文 それに伴って河川からの取水量も激増した。

訂正案 取水量も激増した。そして上水道の給水範囲は、西は（明石市と接する）神戸・舞子まで、南は（和歌山と接する）岬町にまで及んでいる。

理由：範囲を追加して重要度を強調したい。

(3) P2-2 2-2 利水の現状と課題

原文 需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある。

訂正案 ……過大であった。その結果不必要な税金が使われ、市民には水道代の形で、ダムなど水資源開発に係わる膨大な資金の一部の負担を強いている。

理由：素案の表現はあいまいすぎるので、事実を事実として明確化したい。

(4) P2-2 2-2 利水の現状と課題

原文 一方で、地球規模での気候変動に伴う降雨変動や、既存のダムの堆砂などにより、流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、農産物の形で・・・

訂正案 アンダーラインを付した部分は削除する。

理由：（イ）地球温暖化のためか降雨変動が昨今あることは事実のようだが、予測不能の降雨変動をここで持ち出す必要はない。ダム作りに未練があるのかもしれないが、これを削除しないと 3-3 新たな利水の理念や、4-3 利水計画のあり方の文章と整合性がなくなる。

（ロ）一般にダムの建設計画を立てるときは、百年分の堆砂量を見込んでいないはずである。天竜川や大井川では当初の見通しよりもはるかに早く堆砂が進行しているようだが、淀川水系で国土交通省が見込み違いした例があるのだろうか。この文章もダム作りの未練なのかもしれないが、もし堆砂が進み向こう 20～30 年に利水に支障をきたすダムがあるなら、どのダムなのか明らかにしていただきたい。証明されない限り削除すべきだ。（流域委員会は向こう 100 年先の提言を書いているのではないはずだ）

(5) P2-3 琵琶湖流域

原文 その根拠となった水需要予測にはさまざまな問題がある。

訂正案 その根拠となった水需要予測は過大で利用実績と乖離している。今後の水資源開発を検討する際は、これまでの予測と実績との乖離を徹底的に検証し、用途別あるいは利

水者別に、水利権の再編成を優先すべきである。

理由：現在の“水余り”を放置したまま、大戸川ダム・余の川ダム・川上ダム・丹生ダムなどの計画を進めるべきでないとする。

(6) P2-4 2-4 河川環境の現状と課題

原文 生き物にとって大切ななだらかな水辺、瀬や淵、変化にとんだ河原、ヨシ藁

訂正案 ?

理由：何と読むのか、どういう意味なのか(ハズカシナガラ)分からないので、一般の人にも分かるように書き直していただきたい。

なお、P2-6 のおなじ言葉が出てくる。

(7) P2-6

原文 食物網などの重大な変化

訂正案 ?

理由：どういうことなのか理解できない。もっと分かりやすく書いて欲しい。

(8) P3-3 3-3 新たな利水の理念

原文 輸入大国として世界の水を消費するわが国は、自ら率先して節水の襟度を示すべき時期にきている。

訂正案 自ら率先して節水に努めるべき時期にきている。

理由：「襟度」というコトバを持ち出されると、多くの人々はきっと驚かされるのではないかと。極力分かりやすい表現にすべきだ。

(9) P4-6 (1) 精度の高い水需要予測

原文 利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、予測手法や・・・

訂正案 利用実績に比べて過大であった。また予測手法や・・・

理由：すでに指摘した通り過大であったことは明白な事実だ。(8月11日付、19日付朝日新聞をもう一度読んでほしい。)

(10) P4-9 高水敷利用

原文 高水敷に設置されているグラウンド等・・・

訂正案 高水敷に設置されているゴルフ場・グラウンド等・・・

理由：まず廃止すべきゴルフ場を加えたい。

(11) P4-16 【A案】は採用しない

(12) P4-17 【B案】(1) 基本的な考え方

原文 これらが産業・経済の発展に貢献してきた。しかし、ダムは、・・・

訂正案 しかし、ダムは、地域社会の生活を壊滅させるだけでなく、多様な生き物たちを水没させ生態系にダメージを与える。さらに河川の水質や水温に影響を・・・

理由：地域社会や陸生生態系がまず壊滅させられることも指摘しておくべきだと思う。

(13) P4-17 (2) 新規ダムについて

原文 かつ関係住民の合意が得られた場合に、ダム建設を実施するものとする。

訂正案 実施するものとする。関係住民には、利水に伴う受益者も含むものとする。

理由：従来受益者に対して合意形成しないで、大阪府営水道などはダム計画に参画してきた。しかも市町村の水道事業者はその水を押し売りし、責任水量制のため使っても使わなくてもカネを取り立ててきた。このため市町村の水道事業者はツケを水道料金に上乘せし、要らない水の受益者（！）たる市民に負担させてきた。市民は受益者ではなくて被害者なのだ。長岡京市では、昨年4月水道代が、なんと30%も値上げされ、自己水源の地下水が枯渇していないにもかかわらず、京都府営水道の水（原水は日吉ダム）を市民は飲まされている。（10月23日NHKテレビで放映）

許しがたいこの現状を二度と繰り返させなくするには、水道代を負担する市民の合意を不可欠としたい。何としても市民を被害者でなく、文字どおり受益者としたい。

（14）P2-3 猪名川流域

原文 猪名川の水に依存しない流域住民が存在している。

訂正案 ……流域住民が存在している。したがって猪名川流域の水資源開発は、上の水利権の見直し・再編成の結論がでるまで凍結すべきである。

理由：（5）と同じ

（15）P2-4 淀川流域

原文 淀川本川では、高水敷の多くがゴルフ場、運動公園として……

訂正案 高水敷の多くが、本来河川環境となじまないゴルフ場、運動場として……

理由：ゴルフ場などの位置付けを明確にしたい。

（16）P4-6 （3）用途変更

原文 実態ならびに将来を見据えた聖域なき見直しを行い、積極的に……

訂正案 ……聖域なき見直しを行い、特に“水余り”の大きい工業用水から他用途へ、あるいは“水余り”の利水者から、必要とする利水者への水利権の移転など積極的に……

理由：具体例を加えたい。

以上